

第275回奄美大島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和6年2月14日（水） 14:56～16:15
- (2) 場 所 奄美会館2階 大会議室
- (3) 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) シラヒゲウニの採捕に係る委員会指示について（協議）
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (2) アサヒガニの採捕に係る委員会指示について（協議）
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (3) 知事許可漁業に係る制限措置等について（さんご漁業）（諮問）
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (4) くろまぐろに関する令和6管理年度における知事許可漁獲可能量の設定について（諮問）
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (5) 漁業法第90条に基づく資源管理状況等の報告について（報告）
- (6) くろまぐろに関する令和5管理年度における鹿児島県知事漁獲可能量の運用について（報告）
- (7) その他

令和6年2月14日午後2時56分開会

【開 会】

山之内事務局長	<p>それでは、少し早いですけれども委員の皆さまおそろいですので、ただ今から第275回奄美大島海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>本日は委員10名全員の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。</p> <p>では、早速議事に入りますが、議事を進めるにあたり、委員の皆様が発言される場合は挙手していただき、会長から名前を呼ばれてから発言していただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、茂野会長から御挨拶と、併せまして議事の進行をよろしくようお願いいたします。</p>
茂野会長	<p>本日は委員全員の出席をいただきありがとうございます。</p> <p>それでは、議事に入る前に、今回の議事録署名者を「前田委員」と「篤委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいですか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
茂野会長	<p>それでは今回は前田委員と篤委員にお願いします。</p> <p>また、会長が委員として意見を述べるときは、会長代行を奥田委員とすることで御了承をお願いいたします。</p>

【議事1 シラヒゲウニの採捕に係る委員会指示について（協議）】

茂野会長	<p>それでは、議事1【シラヒゲウニの採捕に係る委員会指示について】を議題といたします。この件は、協議事項となっています。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
------	---

事務局の丸山です。本日はよろしくお願いたします。議事1について御説明いたします。資料1を御覧ください。「シラヒゲウニの採捕に係る委員会指示について」でございます。

「シラヒゲウニの採捕に係る委員会指示」につきましては、平成19年度に最初の委員会指示が発出されてから所要の改正を行いつつ、これまで1年または3年ごとに有効期間の更新が行われてきたところでございます。この度、現行の委員会指示が本年3月31日で切れることに伴いまして、委員会指示の更新とこれに伴います「シラヒゲウニの採捕承認に関する事務取扱要領」の改正について委員の皆様にご協議いただくものでございます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。これまでの経緯です。平成19年9月に、採捕禁止期間を11月から翌年6月、殻径5.5センチ以下のシラヒゲウニの採捕を禁止するという内容で初回指示が出されました。その後、3年ごとに同じ内容で更新がされておりましたが、漁獲高が減少していることや、解禁後2月程度経過すると採捕している人はいないとのことで、平成27年4月からの指示では、採捕禁止期間が9月から翌年6月までに変更され、以降、同じ禁止期間での指示となっています。平成31年4月からの指示では、シラヒゲウニの種苗放流の状況も見ながら指示の更新を柔軟に行えるようにとのことで指示期間を3年から1年に変更していますが、令和3年5月からの指示では、一部漁協では自主禁漁が行われている等で当面状況は変わらないとのことで、指示期間が1年から3年に戻され現在に至っています。1ページの2の「その他特記事項」については、前回の指示更新後からこれまでにあった関係事項について記載しておりますので、お目通しください。

資料の2ページを御覧ください。委員会に先立ち管内各漁協を対象に実施したアンケートの内容及び結果について掲載しております。

1のシラヒゲウニの採捕規制の状況については、これまで説明をしてきているとおりの状況で、一部漁協ではシラヒゲウニの自主禁漁が行われていること等から、平成29年以降水揚げがない状況です。

2の委員会指示の更新について、まず、2-1の採捕禁止期間についてですが、現行の9月から翌年6月までを禁漁とする現行の指示どおり更新すべきとの回答が管内8漁協のうち6漁協から、周年禁漁とすべきとの回答が2漁協からありました。現行どおりと回答した主な理由としては、現行どおりで問題ないとのことでした。周年禁漁とすべきと回答した主な理由としては、現状において資源がない状況であるため、資源が回復するまで周年禁漁とすべきとのことでした。

次に、2-2の採捕可能な殻径について、現行の指示どおり更新すべきとの回答が管内8漁協のうち7漁協から、殻径制限を6センチメートル以下に変更すべきとの回答が1漁協からありました。現行どおりと回答した主な理由としては、現行どおりで問題ないとのことで、変更すべきと回答した主な理由としては資源回復のためにはサイズが大きくなるまで待つに越したことはないのではないかと考えるとのことでした。

そして、3ページの2-3の委員会指示の有効期間については、現行の指示どおり3年間との回答が管内8漁協のうち7漁協から、1年間とすべきとの回答が1漁協からありました。現行どおり3年と回答した主な理由としては、あまり短いスパンだと効果の実感を得にくいためや現行どおりで問題ないとのことで、1年とすべきと回答した主な理由としては、より柔軟に状況を指示に反映させられるようにするためとのことでした。

4では、シラヒゲウニのこれまでの採捕実績を掲載しております。紙面の都合上、一部年度を割愛しております点、御了承ください。大まかには、昭和50年から55年にかけて採捕量が増大し、その後、58年に急減、そこから再び増加し昭和63年の28トンピークに徐々に減少し、平成10年に採捕量が0となりました。そこからは1～2トンの水揚げがある年と0の年が平成10年から20年まで推移しており、表の中のその期間において記載のない年は水揚げが0の年です。平成21年以降は表のとおりで、平成21から24年は20トン台で推移したものの、平成25年以降は水揚げ量が減少し、平成29年以降は0が続いている状況です。

ここまでの説明を踏まえて事務局にて作成しました新たな委員会指示案について御説明しますので、7ページを御覧ください。7ページは、新たな委員会指示案の全文になります。

順番が前後しますが、まず、2の「禁止期間」について、アンケートで周年禁漁とすべきと回答した2漁協に対し、口頭で追加の聞き取りを行ったところ、1漁協からは、「委員会指示の内容に関わらず、引き続き資源が回復するまでは自主禁漁を行う予定であり、海区全体で周年禁漁とすべきとまでは考えていない。」とのことで、もう1漁協からは、「現行内容で更新すべきという意見が多数であるが、一部組合員から周年禁漁の意見もあったので、少数意見ではあったがそちらを回答した」とのことでした。昨今の水温上昇等による海の環境変化の影響などにより、平成29年以降水揚げのない状態等を考慮すれば、一部漁協からのアンケートにもあった「資源が回復するまでの間、周年禁漁とすべき」との意見もあるかと思いますが、事務局としては、アンケートの結果としては現行内容で更新すべきの回答が多数であったことを踏まえ、引き続き、現在の指示の内容を継続し、9月から翌年6月までを禁漁期間とする指示内容としております。

次に、1の殻径についてですが、1漁協から制限を6センチメートル以下に変更すべきとの回答がありましたが、口頭で聞き取りを行ったところ、「数字に具体的な根拠はない」とのことでしたので、事務局としては、引き続き現在の指示の内容を継続し、殻径5.5センチメートル以下のものの採捕を禁止する指示内容としております。

そして、8の指示の有効期間について、一部漁協でシラヒゲウニの自主禁漁等が行われていることや資源が少なく水揚げがない状況が継続していることから、当面資源状況に大きな変化が見込まれないことや、アンケートにもあった「あまり短いスパンだと効果の実感を得にくい」ということなども踏まえ、引き続き3か年の指示期間ということにしております。

前後して申し訳ありませんが、4ページにお戻りください。現行の委員会指示を右側に、新たな委員会指示案を左側に掲載した新旧対照表でございます。上から順に御説明しますと、まず、前文におきまして、指示番号及び指示年月日を改めております。なお、指示年月日は、県の公報登載日となりますので、現時点では空欄とさせていただいております。そして、8の有効期間については、先ほど説明をしたとおり、令和6年4月から9年3月までの3年間としております。

次に、5ページから6ページに承認事務取扱要領の新旧対照表を掲載しております。5ページの文中に記載のある指示番号を委員会指示と合わせるために第5-2号と改めており、また、附則にある施行日について、令和6年4月1日と改めております。6ページは承認事務取扱要領の様式の部分になりますが、第1号様式にある指示番号を新しい委員会指示の番号に改めております。

7ページは先ほど説明をしました新たな委員会指示の原案文で、8ページ以降に新たな承認事務取扱要領の全文を掲載しておりますので、お目通し願います。

説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいいたします。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

各委員

(特になし)

茂野会長

現行どおりでよろしいですか。

それでは、質疑もないようですので、議事1については、原案のとおり指示することとしてよろしいですか。

各委員

(異議なし)

茂野会長

御異議がないようですので、議事1についてはそのように決定することといたします。

【議事2 アサヒガニの採捕に係る委員会指示について（協議）】

茂野会長

それでは、議事2【アサヒガニの採捕に係る委員会指示について】を議題といたします。この件は、協議事項となっています。それでは、事務局から説明をお願いします。

丸山書記

事務局の丸山です。議事2について御説明いたします。資料2を御覧ください。「アサヒガニの採捕に係る委員会指示について」でございます。

「アサヒガニの採捕に係る委員会指示」につきましては、平成6年から7年にかけて委員会指示発出に係る協議・検討がなされ、平成7年7月31日付けで最初の委員会指示が発出されてから、平成9年以降、これまで3年ごとに指示を更新してきたところでございます。この度、現行の委員会指示が本年3月31日で切れることに伴いまして、委員会指示の更新について委員の皆様にご協議いただくものでございます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。1の制定の経緯でございますが、アサヒガニは、本県の「かごしま旬のさかな」にも選定されており、鹿児島県を代表する水産物の一つとなっております。一方、資源の減少が危惧されるため、平成6年の県連合海区漁業調整委員会にて資源管理の必要性が提起され、県内の各海区漁業調整委員会で協議・検討がなされた結果、奄美大島海区では、県漁業調整規則に定められている6月から7月までの2か月の禁漁期間から前1か月長い5月から7月までを禁漁とし、また、8センチメートル以下の採捕を禁止するという体長制限が指示に盛り込まれたところでございます。

資料2ページの1のところ、各規則・委員会指示ごとの規制の状況を掲載しております。3海区いずれも5月から禁漁期間に入りますが、奄美大島海区が7月まで、鹿児島海区が8月まで、熊毛海区が9月まで禁漁となっております。これは、委員会指示発出当時に、各海区におきまして、管内漁協の御意見を伺いながら独自の禁漁期間を設定したため、結果として相違が生じたものでございます。

2ページの2以降は、委員会に先立ち管内各漁協を対象に実施したアンケートの内容及び結果について掲載しております。まず、2-1に、平成9年度から令和4年度までの漁獲実績を掲載しております。全体の実績は減少傾向にある中で、令和元年度はアサヒガニ採捕者が若干増加したために漁獲量が増加しておりますが、その後は300～400キロ程度の漁獲量となっております。

続いて、資料3ページの3の委員会指示の更新についてです。まず、3-1の採捕禁止期間については、管内全漁協から現状で不都合がないため、「現行の内容で更新すべき」との回答がありました。次に、3-2の採捕可能な甲長（こうちょう）制限についても、管内全漁協から現状で不都合がないため、「現行の内容で更新すべき」との回答がありました。

ここまでの説明を踏まえて事務局にて作成しました新たな委員会指示案について、4ページ以降で御説明いたします。4ページは現行の委員会指示を右側に、新たな委員会指示案を左側に掲載した新旧対照表でございます。令和6年4月以降の新たな委員会指示については、管内各漁協からの現行内容で不都合がないとの意見を踏まえ、委員会指示の番号、指示年月日、有効期間のみを修正し、指示内容はこれまでと同じものとしております。なお、左側の新たな指示案の指示年月日については県の公報掲載日となるため、現時点では空欄としております。また、左側の新たな指示案の3の指示の有効期間については、現行の指示と同じく3年間の有効期間としております。

5ページに新たな委員会指示の原案文を、6ページにアサヒガニ採捕に係る現行の関係規則を資料として掲載しておりますので、お目通し願います。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

鳥居委員

2点教えてください。1点目はですね、奄美（の禁漁期間）は5月から7月なんですけれども、他の（海区）を見ると8月や9月、抱卵しているからという理由だと思うんですけれども、奄美大島海区の（アサヒガニの）8月の抱卵状況、恐らく漁獲物からもある程度分かると思うんですけれども、どんな状況かというのが1点と、年間の漁獲量は分かりましたので、奄美の月別の漁獲の状況というのはどんなものなのかなと、例えば8月が多いとか、この時期はあまりいないとか、そういった情報があれば教えてください。

丸山書記

すみません。年ごとの採捕状況でしか調査を行っていないため、月ごとのデータは持ち合わせておりません。

鳥居委員

8月の抱卵状況についてはいかがでしょうか。

丸山書記

すみません。把握できておりません。

鳥居委員 そうするとですね、もしかすると熊毛海区のように9月でも抱卵しているようなアサヒガニがいて漁獲されている、そういった可能性があるという理解でよろしいでしょうか。

茂野会長 どうですか、事務局。把握していないのであればなんとも答えようがないんじゃないですか。

宍道事務局次長 実際、月ごとの抱卵状況を把握するような調査を実施していないものですから、今お答えできる資料を持ち合わせておりませんということになるわけですがけれども。

茂野会長 事務局から漁協にお願いをして、データを取ってもらうことにしたらいいのではないですかね。

宍道事務局次長 今回の案では、3年間の委員会指示更新ということになっているわけですがけれども、この後調査をかけるということになると、今回の3年間を経て次の3年間に向けて改めてデータを収集するという形にならざるを得ないかなと、（現在の委員会指示は）3月いっぱいまでで指示（の有効期限）が切れてしまうというタイミングになってしまっていることから、次の3年間（今回の案の有効期間満了）の更新に向けて事務局がデータ収集に努めるということで御理解いただければと思いますがよろしいでしょうか。

鳥居委員 はい。ぜひデータを集めていただいて、本当に7月（までが禁漁というの）が適切かということをもう一度検討していただければ、アサヒガニの漁獲回復等にもつながる可能性があると思いますので、よろしくお願ひします。

篤委員 1点教えてください。アサヒガニの出荷方法なんですけど、こちらに競争を通してという方は2名だけで、あとは自家消費・販売という形になってますけれども、販売は、例えば捕った方が飲食店などに持ち込むということなんじゃないかな。というのは、いわゆる正確な漁獲量というのはどのように把握されているのかなとちょっと疑問に思ったものから、教えてください。

丸山書記 漁協が把握している範囲で漁獲実績を出していただいているということになりますので、漁協を通していない漁獲があれば把握できていない部分があるかもしれません。

茂野会長	<p>ちなみに、瀬戸内漁協の場合ですと、漁協の職員が買い取ってデータとして残していますね。</p> <p>他に質問はございませんか。よろしいですか。</p> <p>それでは、これ以上の質疑もないようですので、議事2については、原案のとおり指示することとしてよろしいですか。</p>
各委員	(異議なし)
茂野会長	御異議がないようですので、議事2についてはそのように決定することとします。

【議事3 知事許可漁業に係る制限措置等について（さんご漁業）（諮問）】

茂野会長	<p>それでは、議事3【知事許可漁業に係る制限措置等について】を議題といたします。この件は、諮問事項となっています。それでは、議事提出者である県から説明をお願いします。</p>
寺岡水産技師	<p>事務局の大島支庁の寺岡です。よろしく申し上げます。それでは、議題3について説明いたします。本議題は諮問事項ですので、まず諮問文を読み上げます。（資料3の）1ページをご覧ください。水振第776号、令和6年1月31日。奄美大島海区漁業調整委員会会長様。鹿児島県知事。知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）。このことについて、漁業法第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。</p> <p>当該案件は、さんご漁業の許可になります。取扱方針の改正につきましては、奄美海区漁業調整委員会の了承を得られておりませんので、これまでの枠組みでの制限措置となります。</p> <p>さんご漁業につきましては、1年間の許可としておりまして、現在、有効な許可が3月末までとなっておりますので、次期、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの許可を行うために公示をしようとするものでございます。</p> <p>2ページをお開きください。操業期間は1月1日から12月31日まで、船舶の総トン数と推進機関の馬力数は定めなしとしております。</p> <p>許可または起業の認可をすべき者の数につきましては、現在の許可者数である1者としております。</p>

漁業を営む者の資格につきましては、資源保護及び漁業調整上、地域、各海域との調整が整っていると認められる者であり、かつ、当該漁業許可申請に係る対象船に付属する採取船が、目的とする深海さんごを選択的に採取することが可能と認められる者としております。これらにつきましては、さんご漁業の許可の取扱方針の内容に沿っているものでございます。操業区域につきましては、次の3ページに細かい区域を記載してございますが、宇治海域、三島村海域、十島村海域、熊毛海域、奄美海域と5つの海域となっております。4ページはイメージしやすいように操業区域図を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

深海さんごは成長が遅く、いったん資源が減少してしまうと、回復に非常に長い時間がかかるという特徴があり、漁業調整上の観点などを考慮いたしまして、資源の乱獲を未然に防止するという資源保護の観点からも、このような資格を定めようとするものでございます。申請すべき期間につきましては、2ページ下部に記載のとおりです。

最後に5ページをご覧ください。さんご漁業がどのように行われているか、漁法等を示した参考図となります。母船とは別に無人潜水艇を潜航させ、母船でモニターを見ながら、人間の腕と同じ動きをするマニピュレーターを操作し、対象となる深海さんごを選択的に採取します。

なお、最後になりますが、さんご漁業につきましては先ほども申し上げたとおり操業海域が県内3つの海区にまたがっておりますので、2月14日に奄美大島海区漁業調整委員会、2月19日に鹿児島海区漁業調整委員会、2月20日に熊毛海区漁業調整委員会へお諮りすることを申し添えます。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

宍道事務局次長

1点補足よろしいでしょうか。本日、(委員の)お手元にカラー刷りの(深海)さんごの資料を配付しております。こちらは築地新委員から提供いただきました、(深海)さんごの生態等に係る貴重な文献でございます。こちらを皆様と共有させていただければということで配付しております。よろしく申し上げます。

奥田委員

知事許可漁業に係る制限措置等についての諮問というのは、何年に1回あるものなんですか。

丸山書記

毎年諮問があるものです。昨年度は、(令和4年)12月の委員会で協議されています。

奥田委員	この（資料3の2ページにある）漁業を営む者の資格というのは、（これまでの諮問の時の資料と比較して）内容に変更があるのではないですか。
宍道事務局次長	特に内容を改めているところはありません。例年どおりの内容と認識しております。
茂野会長	それでは、これ以上の質疑もないようですので、議事3については、原案のとおり定めることを適当とする旨答申してよろしいですか。
各委員	（異議なし）
茂野会長	御異議がないようですので、議事3については原案のとおり答申することとして決定いたします。

【議事4 くろまぐろに関する令和6管理年度における知事許可漁獲可能量の設定について（諮問）】

茂野会長	それでは、議事4【くろまぐろに関する令和6管理年度における知事許可漁獲可能量の設定について】を議題といたします。この件は、諮問事項となっています。それでは、議事提出者である県から説明をお願いします。
保科技術主査	<p>県水産振興課の保科です。資料4に基づいて説明いたします。まずは1ページをお願いします。本議題は諮問事項ですので、まずは諮問文を読み上げます。水振第777号、令和6年2月7日（水産振興課扱い）。奄美大島海区漁業調整委員会会長様。鹿児島県知事。くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）。このことについて、別案のとおり本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第16条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。</p> <p>2ページをお願いします。農林水産大臣から鹿児島県知事あてに届いた令和6管理年度の都道府県別の当初配分の通知となっております。表にありますとおり、30キロ未満のくろまぐろ（小型魚）が14.2トン、30キロ以上のくろまぐろ（大型魚）が8.9トンとなっております。こちらの数字は令和5管理年度と全く同じ数字となっております。この数字を県内の各管理区分に配分するというのが今回の諮問の内容になってきます。</p>

3 ページをお願いします。小型魚と大型魚をそれぞれどのように計算をしたかということに記載しております。まず、「1 くろまぐろ（小型魚）」。鹿児島県に対しては14.2トン、漁獲可能性が配分されております。（2）に管理区分への配分ルールというのがございます。これは、鹿児島県が定める資源管理方針のほうに記載されているものをそのまま抜粋したものになりますが、配分された漁獲可能性については、概ね1割を県の留保枠とします。そして残り概ね9割を、平成22年から24年の漁獲の平均値の比率に応じて按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲量を反映するものとしております。この直近の漁獲量というのを近年は用いておりますが、（3）に設定方法がございまして、その1つ目、管理区分ごとの配分は、直近、令和2から4管理年度の3か年の漁獲実績を反映しております。また、上半期と下半期で小型魚は分けて管理しておりますが、上半期についてはこの3か年間で最も多かった実績をそのまま当てはめておまして、その残り分を下半期に当てはめたということになっております。表に基づいて説明しますと、まず、上2行が定置網ということになります。上半期と下半期、それが令和2から令和4の平均漁獲量でいきますと21.675トンという数字が出てきます。こちらをこの3か年間の比率で言いますと、定置漁業は78.7%を全体のうちで占めたので、10.1トンというのが1年間定置網で獲れる小型魚の量ということになってきます。それをさらに上半期と下半期に分けるんですが、上半期の数字については令和2年から4年の間で令和4年度が上半期は最も獲れたものですから、その4.9トンと言う数字をそのまま当てはめて、その残りの5.2トンが下半期に当てはめられているということになっております。なお、上半期で取り残した分というのは例年どおり下半期に繰り越されるということですので申し添えます。

同様の考え方で、（表の）下のその他くろまぐろ漁業、上半期、下半期と分かれておりますが、令和2年から令和4年の平均漁獲量が5.855トンとなっております。比率としては21.3%となっておりますので、こちらを14.2トンにかけると2.7トンという数字が出てきます。これを上半期、下半期に分けると、0.9トンと1.8トンに分かれました。なお、県留保枠については最初に1割、14.2トンの内の1割をいただきますので、1.4トンといった格好になります。この配分については、令和5管理年度と全く同じ数字になりました。

続いて、くろまぐろ（大型魚）になります。鹿児島県には8.9トンという漁獲可能量が与えられております。配分ルールについては小型魚と同様の考え方になっております。大型魚については上半期、下半期と分けることなく通年の管理となっております。令和2から4年の平均実績は定置網で8.2トン、その他（くろまぐろ）漁業で4.8トン、比率にしまして63.3%と36.7%となりましたので、それぞれ、8.9トンから県留保枠を引いた分、8トンにかけまして、定置漁業が5.1トン、その他（くろまぐろ）漁業が2.9トン、県留保枠が0.9トンとなりました。令和5管理年度との差としましては、こちらには記載はございませんが、定置漁業が0.6トンの減少、その他漁業に0.6トン増えたという格好となっております。

説明としては以上です。今後の取扱いとしましては、今回答申をいただけたら、その内容を水産庁のほうに報告をして、令和6年4月1日から管理が始まるということになります。

以上で説明を終わります。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

各委員

（特になし）

茂野会長

それでは、これ以上の質疑もないようですので、議事4については、原案のとおり定めることを適当とする旨答申してよろしいですか。

各委員

（異議なし）

茂野会長

御異議がないようですので、議事4については原案のとおり答申することとして決定いたします。

【議事5 漁業法第90条に基づく資源管理状況等の報告について（報告）】

茂野会長

それでは、議事5【漁業法第90条に基づく資源管理状況等の報告について】を議題といたします。この件は、報告事項となっております。それでは、議事提出者である県から説明をお願いします。

村田技術専門員

県水産振興課漁業調整係の村田です。よろしく申し上げます。資料5になります。漁業法第90条に基づく資源管理状況等の報告についてということで報告させていただきます。資料1ページを御覧ください。

資源管理状況等の報告ですが、漁業権者は1年に1回以上当該漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないということが漁業法第90条に示してあります。知事は各海区漁業調整委員会に対して報告を受けた事項について報告をするということですので、今回報告をさせていただくところです。その報告の内容ですが、法令で定められている事項とものがありまして、例えば、漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況ですとか、漁場の活用状況、その他、下に書いてありますように、操業日数や漁獲量、漁業権の行使の状況などについて報告していただくことになっております。

今回は報告を求めた内容ですが、対象者は県内全ての漁業権者となっております。報告対象の期間については、直近の漁業年度ということで、令和4年度の状況について報告していただきました。様式については水産振興課のほうで作成しまして、令和5年4月28日を提出期限として報告していただいているところです。

様式については細かいことが書いてありますが、今回、海区（漁業調整委員会）に報告させていただく内容としては、資料の3ページを御覧ください。各漁協から報告いただいた事項について取りまとめた表を作成しております。奄美大島海区の場合ですと、共同漁業権については資料の7ページになります。7ページを御覧ください。奄美漁協、名瀬漁協、与論漁協まで報告していただいた内容が書いてありまして、行使権者の数ですとか、取組状況について、取組がされている場合は丸を付けたりと、資源の維持、増殖等の取組として、放流等をしていけば①とかですね、有害生物の駆除をしていけば⑤というのを書いて取りまとめておりますので、後ほど御確認ください。

区画漁業権については、11ページのほうに表で取りまとめて、行使の状況ですとか、漁獲量と漁獲金額等について報告していただいているところです。

今回、この報告については、漁業法が改正されてから3回目の報告となっております。当初は報告してこられない漁協等もあったんですけども、今回はほとんどの漁協等から報告をいただいております。今回、漁業権の一斉切り替えがありまして、漁場番号が変わったとか、新規の漁場等もありますので、今後、様式等を見直して皆さんが報告しやすいような形にして、次回の（漁業権）切り替え時には漁場計画を策定する上で行使状況等を確認する重要な資料として確認していきたいと考えているところです。

報告については以上になります。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

篤委員	1点教えてください。7ページの奄美漁協の漁場番号大2と大8は活用状況に丸がついていないんですが、これは活用していないということになるんですか。
村田技術専門員	漁協から報告があった中では空欄として書いている部分がありました。行使はしているということではあるんですけども、必要な事項が書いていなかったところで丸をしておりません。ここについては、今後指導をいていきたいと考えております。
篤委員	行使をしていなかったら今度の（漁業権）切り替えの時に問題になると思いますので、報告のほうを徹底していただければと思います。
茂野会長	県は（報告の徹底に係る指導を）よろしくをお願いします。 それでは、質疑もないようですので、この件についてはこれで終了いたします。

【その他 くろまぐろに関する令和5管理年度における鹿児島県知事漁獲可能量の運用について（報告）】

茂野会長	次に「その他」ということで、県水産振興課から1点、報告事項があるとのこと。項目は【くろまぐろに関する令和5管理年度における鹿児島県知事漁獲可能量の運用について】です。それでは、県水産振興課から説明をお願いします。
保科技術主査	説明いたします。資料6を御用意ください。表紙をめくって1枚目、くろまぐろに関する令和5管理年度における鹿児島県知事漁獲可能量の変更についてということです。内容としては、県の留保枠からくろまぐろの30キロ未満の小型魚に対して追加配分を行ったということでそちらの報告になります。 まず、「2 県留保枠からの配分」というところを御覧ください。配分のルールとしましては、先ほどの諮問（議題4）で説明したようなこととなっておりますので、記載を割愛しております。配分の率については、当初配分と同様の考え方で、定置漁業とその他の漁業で79対21という配分を用いております。配分する量ですが、県の留保枠が2.4トン、小型魚のほうでございましたので、0.1トンを残して2.3トン分を定置とその他漁業のほうに配分しました。こちらに先ほどの79対21をそれぞれかけまして、定置漁業が1.8トン、その他漁業が0.5トン追加されます。

追加した量については、表をもって説明します。まず、一番上、定置漁業（上半期）、元々11.6トンという枠でした。ただ、上半期終了時点で5.8トンしか漁獲がありませんでしたので、残りの5.8トンは下半期に繰り越しております。2行目、定置漁業（下半期）、元々5.2トンという枠でした。こちらに上半期の5.8トン、そして今回県留保枠から配分を行った1.8トンを追加しまして、合計で下半期は12.8トンという枠になりました。

続いて、その他のくろまぐろの上半期、元々2.7トンという枠でしたが、実績としては0.2トンしかありませんでしたので、残り2.5トンは下半期に繰り越しております。下の行に移りまして、下半期は1.8トンという枠でしたが、ここに上半期の残り2.5トンと県留保枠0.5トンを足しまして4.8トンとなっております。県留保枠については0.1トンだけ残したという格好となっております。

こちらの変更については、1月24日付けで県ホームページ掲載・公表し、また関係団体には通知済です。また、2月2日付けで県公報によって告示をしているというものとなっております。

変更後の消化状況についてですが、その他のくろまぐろについては、依然、採捕停止状況が続いております。また、定置漁業についてもですね、昨日時点で取りまとめたところ消化率が既に9割を超えているという状況です。したがって、県としては、他の2都道府県に対して融通のお願いを行っているところでございます。

以上で説明を終わります。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありますか。

各委員

(特になし)

茂野会長

それでは、質疑もないようですので、この件についてはこれで終了いたします。

【その他】

茂野会長

その他、事務局から何かございませんか。

丸山書記

次回の委員会につきましては、4月下旬または5月上旬、5月10日頃までに開催したいと思います。内容はソデイカ漁業に係る委員会指示について等になります。日程を改めて調整させていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

茂野会長 その他，委員のほうから何かございませんでしょうか。

山下委員 本日，アサヒガニの採捕に係る委員会指示の協議があったところですがけれども，こういったこと（委員会指示の発出）はイセエビ漁業についても可能なか確認したいです。
要望として禁漁期間を沖縄に合わせられないかということがあるので，できるのであればやってもらえないかと思うんですけれども。

村田技術専門員 イセエビについては，漁業調整規則の中で禁止期間が決められていたかと思います。もし変えるのであれば漁業調整規則を変える必要があるので，規則を変えるというのは非常にハードルが高い状況ですので，もし委員がそういった御希望といたしますか，地元での実態というのであれば，今回アサヒガニで行ったようなアンケート調査を全県でやってみるといのも一つ案としてあるのかなと考えております。

山下委員 ぜひ，イセエビに関して言えば，本土と奄美では環境が違うので，（全県的に）統一されるよりは，沖縄に近い部分が採用されるべきなのかなと思っているので，調査してほしいなと思っております。よろしくお願ひします。

宍道事務局次長 今日のアサヒガニの資料にもあるかと思うんですけれども，アサヒガニの資料（資料2）の2ページですね。こちらの1の表にありますとおり，今のアサヒガニの委員会指示というのは，県の漁業調整規則では6～7月が禁止になっているところ，委員会指示で（奄美大島海区の場合は）1か月延ばしていることになるわけですね。今，山下委員からありましたことは，これと同様に考えればですね，委員会指示で期間を延ばすということはあるんだろうと思います。
ただ，5月1日から8月20日という（漁業調整規則によるイセエビの）禁漁期間を，5月15日から8月いっぱいとかはできないんだろうと思いますけれども，その期間（漁業調整期間の禁漁期間）を含めて更に（委員会指示で禁漁期間を）延ばすということは検討の余地があるんだろうと思いますので，また今後，1年くらいかけて関係漁協の意見を聞く機会を設けるといことと，1年くらいかけて検討していくこととでいかがでしょうか。

茂野会長・山下委員 ぜひよろしくお願ひします。

鳥居委員

今の件なんですけれども、アサヒガニもそうだったんですけれども、もちろん漁業者の方々の意向というのは重要なんですけれども、ただ単に漁業者がそれで良いと言っているからアサヒガニの禁漁期間を据え置くということだけではなくて、もう少し、よく言われるような科学的データ、簡単には集まらないと思うんですけれども、こういったものも参考にしながら禁漁期間等の見直しはやるべきかなと思っております。なかなか奄美だけでデータがなければ、似通ったような沖縄のデータを参考にするとか、こういった点も少し検討いただければと思います。

杉委員

今、山下委員がおっしゃったのは、漁業者なり仲買さんからの意向で、お盆の時期にイセエビが出荷してもらえたら購買者も助かる、漁業者も助かるという声が聞こえたもので、沖縄並みに合わせてもらって4月から7月までを禁漁期間としてもらうと、8月から出荷が始まるとお盆の時期に合わせて高値で取引ができるという話があったものです。

茂野会長

何か、事務局からありますか。

宍道事務局次長

沖縄の（イセエビの）禁漁期間がどうなっていたかを正確に（把握せずに先ほどは発言したので）…、（沖縄は）4月から7月までですか、そうすると、8月を解禁ということになると、先ほどの議論からすると、県の（漁業調整）規則（で8月20日まで禁漁）がありますので、非常にハードルの高い話になってくるのかなと思います。

ちょっと、私が複合的資源管理漁業対策事業みたいなものがあった時に、たまたま奄美でイセエビの資源管理の担当をしたんですけども、御存じのとおり、奄美ではアカエビとアオエビですね、アカエビがカノコイセエビ、アオエビがシマイセエビと言いますが、これの抱卵個体が捕れるわけですよ。5月1日から8月20日という産卵期を保護するということで（禁漁期間を設定して）保護しているわけなんですけれども、（禁漁期間の設定の）前にも後にも卵を持ったイセエビが捕れるじゃないかということで、これを生け簀の中に一時蓄養して、卵を放してから出荷してはどうかということで3年ほど飼育実験を行いました。山羊島の手前のところに生け簀を設置して。すると、1か月ぐらい飼うと卵がふ化してその後水揚げすることができるということが分かりまして、食べても味は変わらないということもやってみまして、ただ、目方が減るよねという漁業者からのちょっと損するよねという話もあったりして、実践には至らなかったんですけれども、そのときに、どちらかのエビが5月よりも早い時期から卵を持つと、確かアカエビだったか…。そして、アオエビだったかは9月に入ってもまだ卵を持っているということで、アカエビの産卵期に合わせようとする（禁漁期間を）前にずらす必要があって、アオエビに合わせようとする後ろにずらす必要が

あって、ということで、前後に延ばすと両方（の卵を持ったエビ）を保護できるという知見は得られたということがありました。今提案にあった8月に販売したいということになると、先ほど鳥居先生からもありました科学的知見に基づいてどのように保護するのがベターかという議論からすると、ちょっと（沖縄にイセエビの禁漁期間を合わせるのは）厳しいのかなという印象を持っている次第です。

それと、実は昨日、2月13日に沖縄海区漁業調整委員会の事務局から2名、沖縄県水産海洋技術センターの方が2名、計4名が奄美に来られまして、ソデイカ漁業のあり方について意見交換をするという機会がありまして、その結果概要を報告しておきたいと思います。

沖縄側が（奄美に）訪問されたかった趣旨としては、昨年11月末に沖縄のソデイカ船が沖縄海区の海域で操業していたということが3隻ほどあって、そのうちの1隻が沖縄海区で（沖縄海区委員会指示で禁漁期間と定められている）11月に操業していたことを正直に認めて、委員会指示に基づく警告を発出したと、もう2隻は、「自分たちは（奄美大島海区委員会指示で禁漁期とはされていない11月に）奄美大島海区の海域で操業をしていた」と主張したため、指導ができなかったという話でした。それで、こういうことがあるので、沖縄海区と奄美大島海区の境界をはっきりさせたいというような考え方についての話がありました。

（奄美大島海区側としては、）その前に、当海区の委員から度々話があるのは、まず、沖縄海区が（委員会指示で）決めた規則を関係漁船に守らせてほしいと、（ソデイカ旗流し漁の）旗数制限や、（資源保護の観点から）11月中は奄美大島海区での操業を自粛するよう呼びかけを行っていることなどを。そして、11月に奄美大島海区で操業していたから別にいいだろうというように読める委員会指示ではなく、というのは、（今の沖縄海区の委員会指示は、）沖縄海区においては、6月から11月まで採捕禁止となっているんですね。沖縄海区ではなく奄美大島海区で操業してるんだよ（だから委員会指示違反ではないですよ）と読めるわけなんですよ、委員会指示が。だからそうではなくて、沖縄県下漁協に所属する漁業者は、とか、沖縄県の漁業者はここからここまでの期間は操業してはだめだと読めるような委員会指示に改めてもらえないかと意見を申し上げました。

そして、管理をしやすくするために承認制に移行するべきではないかと、資源も減少してきているし、今のままでは自由漁業なので、それは奄美大島海区もそうなんですけれども、やりたいという人がいたら止められないわけですよ。隻数の上限を設けていないわけですので。なので、承認制への移行についての考え方について問いかけがありました。これについては、実際、奄美で60～70隻、沖縄で約300隻の操業する船があるということなんです、これ全てに承認証を発行をするという事務手続きはすさまじい業務量になるということで、直ちに対応するのは

難しいということ、また、奄美大島海区と沖縄海区で起こっている諸問題が承認制によって解決できると思えないと、将来的にソデイカ資源がもっと減ってきた場合に、より隻数を制限する必要があるというタイミングになれば承認制というのは議論すべきこと、いずれ議論しなければいけないことかもしれないけれども、今現時点ではその段階にないのではないかと意見を申し上げました。

そして、こちら（奄美大島海区）から（沖縄海区に対して）、かねてから（旗数制限等、委員会指示を守らない沖縄船の）取り締まりを強化するように申してきたわけですがけれども、改めて、取締船で海上で取り締まりをするということだけではなくて、積載する旗数が制限されているわけですから、実際沖で50本しか使っていないかということを確認するだけではなくて港に帰港するところを待ち構えて実際船に旗がどれくらい載せているのかという陸上での取り締まりもできるはずだということで、そのようなことも検討するように意見を述べました。

それから、ソデイカ漁業に関する沖縄県漁船へのアンケート調査結果というのが共有されたところだったんですけども、沖縄県の中にも、全部が全部19トン型の冷凍機を積んだ大型船というわけではなくて、奄美（大島海区内）と同じように小型のソデイカ船もいっぱいあるわけなんですね。そのアンケート結果を拝見すると、小型船のほうは現行の（沖縄海区における）6月から11月の禁漁期間の保護の取り組みを継続することが必要だといったような非常に（資源保護に）前向きな意見が多いなという印象を持ったんですが、大型船のほうはどうしても投資した資金を回収しないとイケないということで、禁漁期間を（以前の7月から10月に）戻してくれとかですね、奄美（大島海区）が11月が解禁月なのであれば沖縄海区も11月から解禁にしてくれとか、沖縄県の中でも大型船と小型船で意見が随分違うんだなという印象を持ったところで

す。

それと、11月に奄美大島海区海域内の喜界島近海まで（沖縄から）やってきて操業しているというのが何隻も確認されているわけですがけれども、それについても、沖縄県内のほとんどの漁船は辛抱しているわけなんですね。その沖縄県の中でも言うことを聞かない何隻かの大型船に対して忸怩たる思いがあるようで、（沖縄）県（当局）に対しても、ちゃんと（11月の操業自粛の呼びかけを）守らせるようにとの要望が来ているとの話もありました。なので、沖縄海区のほうも沖縄県の中での調整にも苦慮しながらやられているのだということが昨日の意見交換の中で確認ができたところでした。

以上、資料もなくて口頭での報告になってしまいましたが、昨日の意見交換の概要ということで報告させていただきました。

茂野会長

その他、何かございませんでしょうか。

特にないようですので、以上で、本日予定されておりました全ての議事を終了いたします。議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

山之内事務局長

それでは、以上をもちまして、第275回奄美大島海区漁業調整委員会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

議事録署名

茂野 拓真



前田 啓一



篤 昭仁

